

[別紙] 要望実施状況報告
(要 望 先) 様

要 望 書

令和2年 11月 25日



北海道経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緩やかに回復しているとされていた状況は一変し、過去に例を見ない経済活動の停滞に見舞われ、地域の社会経済への深刻な影響が続いてます。

国や北海道による支援策が講じられたものの、緊急事態宣言の解除以降も、感染拡大の収束の見通しが立たない中で、感染拡大の防止と社会経済活動の両立という、一定の制約の下での事業活動には限界があり、中小企業・小規模事業者は、需要の喪失により未曾有の経営危機に直面しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、働き方改革関連法の施行や消費税率の引き上げと軽減税率の導入、人口減少や労働力不足など事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、当会は、道内の各地域や各業界から寄せられた意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対策と中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた要望事項を決議しました。

つきましては、このような状況を踏まえ、道内の中小企業・小規模事業者に対する支援策や景気経済対策の拡充とそのための必要十分な予算を措置し、次の事項の実現が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一仁

要 望 項 目

○ 新型コロナウイルス感染症に関する要望

1 新型コロナウイルス関連支援策の迅速・着実な実行	・・・・・・・・	2
2 事業継続のための追加支援策の拡充	・・・・・・・・	2
3 感染症対策の充実による事業環境の整備	・・・・・・・・	3
4 今後の需要を喚起する大規模な経済対策等の実施	・・・・・・・・	3

○ 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて

I 景気・地域経済対策	・・・・・・・・	5
II 人材・雇用対策	・・・・・・・・	8
III 中小企業・小規模事業者対策	・・・・・・・・	10
IV 官公需対策	・・・・・・・・	12
V 商店街対策	・・・・・・・・	15

新型コロナウイルス感染症に関する要望

北海道において新型コロナウイルス感染拡大は、過去に例を見ない経済活動の停滞をもたらし、北海道や国による「緊急事態宣言」の解除により社会経済活動は再開されたものの、中小企業・小規模事業者は、需要の喪失により急激に業績や資金繩りが悪化するなど未曾有の経営危機に直面している。

国や道等による各種の支援策が措置されたが、これらを必要とする事業者に対する迅速で着実な実行が急務となっている。また、収束の見通しが立たず、新たな感染拡大が懸念される状況は、経営意欲の低下を招き事業継続を躊躇する事業者も多く、措置された支援策に加えて、中小企業・小規模事業者に寄り添った支援策が求められている。

感染拡大防止と社会経済活動の両立のために、国や道から「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」が示されたが、経営資源に限りのある中小企業・小規模事業者が、一定の制約の下で事業活動を行いながら対応していくには限界があり、そのための環境の整備や取組への継続的な支援が必要となる。

緩やかに回復しているとされていた道内経済が一変する中で、急激に落ち込んだ景気を回復させるため、短期的な支援施策とともに長期的視点から、積極的に個人消費を喚起させ、事業者の失った顧客や取引機会を取り戻し、早期の業績回復を実現するための大膽な経済対策を講じていく必要がある。

このような経営存続の危機に直面する中小企業・小規模事業者の実情を踏まえ、早急に次の対策が講じられることを強く求めるものである。

1 新型コロナウイルス関連支援策の迅速・着実な実行

（1）支援手続の迅速化

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して、資金繰りや資本増強への支援、雇用調整助成金や持続化給付金の拡充、家賃支援給付金や休業支援金の創設など多くの支援策が措置されたが、これらを必要とする中小企業・小規模事業者に対して手續が滞ることなく簡素化・迅速化すること。

（2）支援策の着実な実行

これまで講じられた支援策が、倒産・廃業の切迫した危機に追いや込まれている中小企業・小規模事業者に漏れることなく広く行き渡るよう体制の整備・強化を行い、余すことなく着実に実行すること。

2 事業継続のための追加支援策の拡充

（1）長期戦を見越した安心できる資金繰り支援

影響が長期化し、資金繰りの悪化などにより倒産や事業の継続を断念する事業者も出てきていることから、セーフティネット保証4号、危機関連保証、特別利子補給制度の売上減少要件を引き下げる。また、無利子・無担保融資の借入限度額の引き上げや借入期間の延長、返済が難しくなった場合の弾力的な条件変更を考慮すること。

（2）各種補助金等の要件緩和

収束の見通しが立たず、制約された経済活動が長期間にわたり続くことが想定される中で、事業の継続や雇用の維持を図るために、持続化給付金や雇用調整助成金など国や道等の各種補助金や助成金等の要件の緩和や適用期間の延長、支給額の引き上げ、複数回の支給、ものづくり補助金コロナウイルス対応特別枠の要件緩和・更高的予算の追加などを行うこと。

3 感染症対策の充実による事業環境の整備

(1) 医療・検査体制の充実

感染の早期収束に向け、抗ウイルス薬やワクチンの早期開発と速やかな供給体制の確立、検査体制の拡充など徹底した感染防止策を講じるとともに、専門的・科学的根拠に基づいた適時での的確な情報発信を徹底して、過度な不安や自粛による経済活動の停滞を防止すること。

(2) 新たな生活様式への対応支援

感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくために、「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」に対応した事業活動の取組が求められており、マスクや消毒液などの衛生用品が不足することなく安定して供給することや接触を避けるための事務所や店舗、工場等の改装など事業環境の整備への支援を充実すること。

4 今後の需要を喚起する大規模な経済対策等の実施

(1) 個人消費の喚起支援

感染拡大が一定の収束をみた段階において、急激に落ち込んだ需要を回復させるために大胆な経済対策を打ち出す必要があり、観光や飲食、イベント等の需要喚起を図る支援策の実施や「どうみん割」に続く支援策の拡充など幅広く消費意欲を喚起する各種経済対策を積極的に講じること。

(2) 消費を刺激するための消費税減税

経済活動の自粛により大きく落ち込んだ個人消費を喚起し、経済のV字回復を実現するために、当面の期間において消費税の減税を実施するとともに、その実施に当たってはレジの設定変更等への支援を講じること。

(3) 企業の活力回復の実現に向けた支援

新しい事業活動スタイルに対応して、失った顧客や取引機会を取り戻し、早期の業績回復を実現するため、ノウハウの乏しい中小企業・小規模事業者の実態に即して、IT活用の促進や設備投資、販路開拓など地域事業者が抱える課題解決に寄り添う支援策を講じること。

(4) 「食」ブランドの更なる発信と「観光」戦略の再構築

北海道が持つ強みの「食」と「観光」は、近年のブランド力の向上やインバウンドの伸びを背景に拡大してきたが、当面インバウンドの回復が見込めない中で、内需と外需のバランスの取れた、足腰の強い産業となるよう、「食」ブランドの更なる発信や「観光」戦略の再構築を行うこと。

(5) 最低賃金引き上げの凍結

雇用の維持・継続を最優先に取り組む中で、最低賃金の引き上げに対応できる状況ではないことから、地域中小企業の実情を踏まえ新型コロナウィルス感染拡大による経済への影響の収束まで引上げを凍結すること。

(6) 外国人技能実習生等の円滑な入国手続体制の整備

感染症拡大防止のため外国からの入国が制限されていたが、制限の緩和後に外国人技能実習生や特定技能外国人が、短期間に多くの人数が円滑に入国できるよう、手続人員を確保して検査態勢を充実するなど入国手続体制を整備すること。

(7) 公共事業の複数年にわたる事業費の維持・拡充

新型コロナウィルス関連支援策に多額の予算が投入されたが、来年度以降の公共事業が削減されることがないよう、大幅に悪化した道内の景気が感染拡大以前の水準に回復するまで、来年度、再来年度と複数年にわたる公共事業費の維持・拡充に努めること。

中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて

I 景気・地域経済対策

北海道の景気は、昨年から公共工事や民間設備投資が増加する一方、外国人旅行客を中心とした観光も堅調に推移し、緩やかに回復しているとされていたが、年度末近くになり新型コロナウィルス感染拡大により、観光は急速に悪化し、個人消費も落ち込むなど景気の下押し圧力が強まった。他方、働き方改革関連法の施行、消費税率の引き上げと軽減税率の導入など経営に大きな影響を及ぼす制度変更があり、人口減少や高齢化の進行を背景とした労働力不足も進み、事業者の経営環境は厳しさを増している状況にあることから、地域をこれ以上疲弊させないよう、地域の経済の担い手である中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが必要不可欠である。

そのために、付加価値の高いものづくり産業の振興を図り、食と観光を本道経済をけん引する産業へと発展させて力強い産業群を形成するとともに、そのインフラとして欠かせない道路、鉄道などの物流・交通網や電力供給の維持、拡充にも最大限の力を注ぎ、経済全体を底上げする対策を一層強力に講じること。

1 地域が好循環を実感できる景気対策

広範な地域や業種の中小企業・小規模事業者に経済の好循環を実感させ、その効果を持続させることができる景気対策を強力に実行するための十分な予算を措置すること。

2 ものづくり産業の一層の振興

北海道経済を足腰の強いものにするためには、付加価値の高い生産活動を行う製造業の集積を高める必要があることから、技術力・競争力の向上や市場開拓、道外企業とのマッチングなど地場企業に対する支援を強化するとともに、波及効果や成長が期待できる分野の企業立地の促進に一層強化すること。

3 消費税複数税率導入に伴うインボイス制度の撤回

令和5年10月に予定されているインボイス制度の導入は、中小企業・小規模事業者に過度の負担が生じるとともに、対応できない小規模な小売事業者等の事業の継続を難しくすることから、撤回すること。

また、簡易課税制度及び事業者免税点制度の適用範囲の拡大を図ること。

4 軽油引取税課税免除措置の恒久化と対象の拡大

地域や中小企業・小規模事業者の経営に配慮し、令和3年3月末に期限が到来する軽油引取税の課税免除の特例措置を恒久化又は延長すること。

また、課税免除の効果を地域の経済や事業の活性化に波及させる観点から、対象となる設備機器や業種を拡大すること。

5 環境変化に対応した水産業・林業関連事業者対策

主要魚種の不漁など環境変化により経営が悪化している水産加工業をはじめとする関連事業者に対し、円滑な資金調達や補助金の柔軟な運用など支援を強化すること。

人工林の伐採時期の到来を見越し、道産木材を公共建築物等へ積極的に活用するとともに、森林整備事業の推進体制を強化すること。あわせて、木材加工業等の活性化に向けた支援を強化すること。

6 地域の維持・活性化に向けたきめ細やかな支援

基幹産業の衰退や不振、人口の急減に直面する地域において、特定地域づくり事業推進法に基づく「特定地域づくり事業協同組合」を始めとする中小企業・小規模事業者の事業活動の維持・活性化を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るためのきめ細やかな支援策を講じること。

7 北海道全域の強靭化の推進

大規模な自然災害とそれに起因した二次災害が多発し、住民の生命や財産、地域の生活・産業基盤に甚大な被害が生じていることから、防災インフラの整備はもとより、災害に強い地域づくりを一層強力に推進すること。

8 低廉で安定的な電力供給に向けた早急な対策

北海道の電気料金は全国的にも高く、中小企業・小規模事業者の収益を圧迫し、消費経済にも影響を及ぼしていることから、安定的な電力の供給と料金の引き下げを図るための早急な対策を講じること。

また、バイオマスをはじめとする未利用資源や風力、小規模水力など再生可能エネルギーの活用を拡大し、資源循環型社会の実現に向けた施策を強化すること。

9 道路交通機能の維持・強化

農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化、地域医療サービスの充実、トラックドライバー等の長時間労働の是正などに寄与する高規格道路網の整備拡大を図るとともに、国道などの幹線道路における災害時の素早い情報提供、緊急輸送体制の整備、早期の復旧工事など道路交通機能の維持・強化を図ること。

10 地域鉄道網の維持と新幹線の早期延伸

JR北海道の営業縮小や路線廃止は、住民生活の利便や農産物の輸送機能を低下させ、地域の疲弊に拍車をかけることから、同社に抜本的な経営改革の努力を促しながら、鉄路維持に向けた国による支援や新たなスキームの検討を急ぐこと。

また、東北・関東圏との人や物の交流拡大により北海道経済を活性化し発展させるため、北海道新幹線の札幌への延伸を可能な限り早めること。

Ⅱ 人材・雇用対策

少子・高齢化、働き手の道外流出などにより生産年齢人口が減少する一方で、新規学卒者など若年者の大企業志向や早期離職などもあり、中小企業・小規模事業者の人手不足は深刻さを増している。

特に建設、運輸、製造など現業・技能系の労働力を必要とする業種においては、業務の実施に支障を来し、経営を揺るがしかねない大きな問題となっている。

こうした状況下で、中小企業・小規模事業者が働き手を確保するためには、労働条件や就業環境を改善するとともに、多様な働き方を求める人材の受け入れに努めていく必要がある。

一方、働き方改革関連法の施行に伴い、中小企業・小規模事業者は自らの事業場での対応ばかりでなく、取引先である大企業の働き方改革の影響も受けかねない立場にあることから、中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた人材・雇用対策を総合的に講じること。

1 若年者の就業対策と技術・技能人材の育成対策

新規学卒者をはじめとする若年者の大企業・非現業志向や早期離職率が高い状況を変えていくため、学齢期からの職業観や就業意識の醸成を図り、持続可能な地域づくりのために職場定着を促すとともに、地域の中小企業・小規模事業者が求める技術・技能人材を育成する実効ある対策を早急に講じること。

2 技術・技能人材の確保及び育成策の強化

技術・技能人材が絶対的に不足していることから、必要とする免許や資格取得の年齢、経験年数等の要件について現実的な見直しを図るとともに、養成や受験のための助成を拡充すること。

また、工業高校生などの地元業界への関心を高め、実践的技術の学習につながる技能大会や現場体験会などへの参加機会の拡大や運営に対する支援策を講じること。

3 外国人技能実習制度と特定技能の効果的かつ適正な運用

外国人技能実習制度及び特定技能を効果的に活用できるよう、対象職種・作業や特定産業分野の拡大、日本語教育の支援体制の整備を図るとともに、適正な運用に向けて、これら制度を活用する事業者に対する啓発や指導、支援の体制を強化すること。

4 就職者に対する奨学金返還支援制度の創設・拡大

新規学卒者等が道内の事業所に就職し、定着するよう 在学中に貸与を受けた奨学金の返還支援制度の創設・拡大を図るとともに、中小企業・小規模事業者の事業所に就職した場合には、優遇措置を適用すること。

5 女性・高年齢者の雇用を促進する支援策

質・量の両面で不足する労働力を補うため、経験や技術を有し、働く意欲が強い女性や高齢者が、就業しやすい条件や環境の整備など多様な働き方に対応するための支援策を強化すること。

6 働き方改革に円滑に対応するための対策

時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務化などへの大企業の対応が取引先の中小企業・小規模事業者へしづ寄せされることがないよう、啓発、指導、監視を強めるとともに、全ての事業者が円滑に対応できるよう、本道の社会的・経済的諸条件を踏まえた環境整備や支援の充実を図ること。

Ⅲ 中小企業・小規模事業者対策

中小企業・小規模事業者は、永く地域の経済と雇用を支えるとともに、地域を活性化させ、発展に導く重要な役割を果たしてきたが、グローバル化や情報化の進展、社会の成熟化、少子高齢化と人口の減少など経済社会の構造変化が進む中、需要の減少や市場の縮小に加え、災害などによる経済環境の急激な変化により事業活動が停滞し、活力の低下が懸念される。

地域が閉塞した状況から脱し、経済の好循環と持続的発展を実現するためには、中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが何よりも重要である。そのために経営基盤の強化、雇用・人材の確保、事業承継と資金調達の円滑化、経営革新や生産性向上などを促進させる対策を強化するとともに、経営上の問題を解決するためのきめ細やかで実効性のある支援を積極的に行うこと。

1 「ものづくり補助金」の継続実施

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者の前向きな設備投資を促進し、生産性の向上や経営力の強化、ひいては地域経済の活性化に大きな効果をもたらしてきたが、働き方改革への対応やIT化、今後予定される賃上げなど、次々に求められる経営環境変化への対応のためにも恒常的な事業として毎年度当初予算で措置すること。

2 中小企業連携組織対策事業の推進

中小企業・小規模事業者の事業を活性化させ、持続的に発展させていくためには組合など連携組織による共同事業の取組が有効であることから、中央会の中小企業連携組織対策事業を強化するため、十分な予算措置を講じること。

3 外形標準課税の中小企業・小規模事業者への適用拡大の反対

法人事業税の外形標準課税の中小企業・小規模事業者への適用拡大は、大企業に比べ労働分配率が相当に高い中小企業・小規模事業者の従業員給料にも課税され、賃上げを難しくするなど景気や雇用にも大きな影響が及ぶことから、絶対行わないこと。

4 事業承継円滑化対策の一層の強化

さらに事業承継が円滑に進むように相続税・贈与税の納税猶予制度の要件の緩和と手續を簡素化するとともに、事業承継補助金を継続措置すること。また、承継時における金融機関借入金について、経営者保証に関するガイドラインの徹底に努めるとともに、より円滑な承継に向けてガイドラインの必要な見直しを図ること。

5 事業継続計画（BCP）等の策定促進と支援の強化

頻発する災害などにより「事業継続計画（BCP）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定の必要性が高まっているものの、大企業に比べ時間的、経済的な余裕が少ない中小企業・小規模事業者は取組が遅れがちであることから、策定促進のための周知啓発を強めるとともに、個別の取組に対する支援や費用の補助を行うこと。

6 中小企業振興基本条例の制定促進

地域を活性化させ、持続的発展を実現するためには、その原動力である中小企業・小規模事業者の振興が不可欠であることから、各自治体において地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる中小企業振興基本条例を制定し、積極的な振興策の展開を図ること。

7 事業活動を促進するための支援策の強化

中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るとともに、経営革新、生産性向上やIT化、海外展開、創業の促進など事業活動を促進するための切れ目のない支援策を講じること。

8 政策金融機能の維持・強化

中小企業・小規模事業者に対する災害時や経済環境の激変時の円滑な資金供給はもとより、ふだんにおける前向きな事業展開を促すためにも、政府系金融機関や信用保証協会などによる政策金融機能の維持・強化に配慮すること。

9 地域金融機関の役割機能の發揮

中小企業・小規模事業者の成長を支える重要な役割を担う地域金融機関に対し、取引先のニーズに的確に応えられる人材の確保やスキルの向上などコンサルティング機能の一層の強化を求めるこ。

また、経営者保証に関するガイドラインの徹底を求め、中小企業・小規模事業者の前向きな事業展開の促進や事業承継の円滑化を図ること。

IV 官公需対策

国は毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、道も同様に「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」を策定し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、各般の手立てを講じているが、それぞれの契約現場での意識は高まっておらず、中小企業・小規模事業者への発注は十分とはいえない状況にある。

官公需適格組合制度や国及び道の方針の趣旨を出先機関を含めた発注部局や市町村に対して周知徹底するとともに、分離・分割発注や適正価格発注、随意契約などの推進を図り、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の官公需の受注機会の確保・増大に努めること。

1 受注機会の確保と増大

国及び道の「方針」に掲げる契約目標が達成されるよう契約現場に趣旨を徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況を管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うこと。

また、印刷発注等に伴って生じる知的財産権は、権利範囲を書面で明確にし、受注者の財産的価値の保全に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。

2 官公需適格組合制度の活用と点数加算制度の適用

官公需適格組合に対する認知度が低い発注機関が散見されることから、国、自治体の全ての契約現場に周知徹底するとともに、発注機関と官公需適格組合との懇談の場を設けるなどして認識を高めさせること。

また、競争参加資格審査の格付けは、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算する「総合点数の算定特例制度」が設けられていることから、積極的に適用すること。

3 分離・分割発注及び少額随意契約の積極活用

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用に努めること。

とりわけ、国や地方自治体等と災害時の燃料供給協定を締結している石油販売業をはじめとする地元の官公需適格組合及びその組合員事業者に対しては災害時にスムーズな連携を図り、迅速に対応するためにも平時から取引を行うことが重要であり十分に配慮するとともに、少額随意契約については、適用限度額の引き上げを図り、災害からの復旧・復興に当たっては、官公需適格組合等を積極的に活用（例えば、組合への緊急随意契約の実施等）するとともに、中小企業の収益維持、雇用維持につながる取組を推進すること。

4 適正な単価設定による発注と最低保証の導入

予定価格の積算は、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努めること。特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価は十分に配慮するとともに、人件費率の高い役務等の契約においては、最低賃金改定に合わせて人件費単価を見直すこと。また、契約後の環境変化等に対応した最低保証の導入を行うこと。

5 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的な適用

競争入札において、過度な低価格の入札があった場合、契約内容を確実に履行できるかを精査する、低入札価格調査制度を積極かつ適切に活用すること。

また、採算を度外視した入札を予防し、適正価格での受注が可能となるよう、最低制限価格制度を積極的に適用するとともに、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。あわせて、現状、適用することができない地方自治体の物品の発注にも適用できるよう地方自治法施行令の改正を行うこと。

6 監理技術者等の在籍出向の要件緩和と実効ある運用

官公需適格組合が施工する工事の監理技術者等に傘下の組合員に所属する技術者の出向を認める、いわゆる在籍出向の取扱いについて、現行要件の緩和を行うとともに、積極的かつ実効ある運用に努めること。

7 新規事業者の受注機会の確保

過去に受注実績のない新規の中小企業・小規模事業者の活用が国の基本方針に規定されていることを踏まえ、道や市町村においても新規事業者の受注機会の確保に努めること。

V 商店街対策

商店街は専門性を持つ異業種の集積として、買物やサービス提供の場としてだけではなく、文化の伝承や防犯活動、災害時の復旧支援、高齢者対策、子育て活動の場として、コミュニティを支える公共的な高度生活インフラの役割を担ってきた。

人口減少や少子高齢化が進展し、今後さらに地域のコミュニティ機能の低下が懸念される中、商店街は、まちづくりを支える中核的な組織として、住民やコミュニティの多様なニーズに応える活動が期待されている。

このため、商店街をまちづくりを支える中核的な組織と位置づけ、十分にその機能を発揮することができるよう、商店街が行う取組や活動に対し中長期的な支援を行うこと。

1 まちづくりを支える中核的組織としての位置づけの明確化

商店街の活性化を都市機能の適正配置による持続可能な都市運営への転換を図るコンパクト・プラス・ネットワークを推進するための重要な施策と位置づけ、都市再生に向けた的確な立地指導を行うとともに、公共性の高いまちづくりを進める観点から、商店街が行う地場産業を核とした賑わいづくりや新たな地域の魅力づくりなど、地域価値の向上や資産価値の保全のための取組に対し、商店街ごとの特性・地域性を考慮した適切な支援をすること。

2 地域コミュニティを支える多様な取組に対する支援

商店街は地域コミュニティを支える機能の一端を担っていることから、公用施設・用地等の活用、空き店舗や老朽化したアーケード、街路灯、ロードヒーティング、防犯カメラなど、商店街の共同施設の改修整備に支援するほか、地域課題に対応したビジネスの創出や交流人口の拡大など、稼ぐ力を高める仕組みづくりに対し支援すること。

3 法人格を持った商店街組織に対する措置

法人格を持った商店街組織は、明確な責任体制のもと納税等を含めた社会的責務を果たし、地域経済において重要な役割を担っている。しかしながら、昨今の支援施策は任意組織も対象となることから、法人組織の解散や組織化を阻む状況が生じており、法人税など税収増に繋がる法人組織化の勧奨、支援の差別化など、法人組織に対する優遇策を講じるとともに任意組織の法人化に向けた指導をすること。

4 組織の運営強化に向けた支援

商店街は経営者の高齢化や後継者の不足、店舗の老朽化などを背景として組織が弱体化するなどの課題を抱えながらも、地域住民の身近な存在として生活基盤や経済・雇用を支え、安定的な商品・サービスの提供、安全・安心で快適な地域社会づくりやにぎわいの創出などに積極的に取り組んでいる。

こうした活動を継続・発展させていくため、後継者や新たな担い手、新規起業者のほか、事務局機能の強化に資する人材の確保と維持運営に対する支援施策を強化すること。

5 地域を守る減災・防災と感染症への備えに対する措置

災害などに対する備えとして、商店街が主体的に行う来街者の安全確保、避難場所への誘導、帰宅困難者に対する物資の供給などの防災対策や施設整備の耐震化に対する支援を強化するとともに、地域住民に極めて近い存在である商店街機能を災害に強いまちづくりのための機能として十分に活用するための支援策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために商店街が取り組む事業に対し支援すること。

なお、事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、個々の事業者はもとより商店街エリア全体としての取組が必要なことから、その策定に対し支援策を講じること。